

滞納処分対策の実例

(クレサラ・生活再建問題被害者交流集会第8分科会)

弁護士 佐藤 靖 祥 (仙台)

(滞納処分対策全国会議事務局長)

1 相談に至る経緯 (1)

病気を抱える娘の突発的な入院費の負担があるため、生活困窮に陥り、国民健康保険料及び町県民税合計約68万円を滞納していた、70歳代男性の滞納税金が、町から宮城県の地域横断的な徴収組織である、宮城県地方税滞納整理機構に移管されたところ、6月に機構から呼び出しを受け、「年内に納付せよ」と言われた。

これに対し、男性は、年金担保でも融資を受けており、とても年内に完納することはできないものと説明したものの、機構担当者は、「本来分割もできない」「年内に納付せよ」「納付できないなら、みやぎ生協で借入をして納付せよ」といわれ、やむなくみやぎ生協に融資の申込をしたが、断られた。

1 相談に至る経緯（2）

機構から指示された、みやぎ生協からの融資を断られた旨を機構に伝えに行ったところ、機構担当者は「年内に納付せよ」「本来であれば分納もできないが、年内に完納できるなら考える」などと口にした。

男性は、「年内に約67万円の滞納税金を分納するとなると、計算上、6月は7万円、7月から12月までは10万円ずつということとなるが・・・」、と尋ねたところ、機構担当者は「それであれば分納に応じる」といって、その場で7万円の納付書1通と、10万円の納付書6通を渡された。

男性は、6月の7万円については、年金支給月でもあったことから納付ができたものの、7月に入ると、水道光熱費すら支払ができなくなり、みやぎ青葉の会に相談に来ることとなった。

2 男性の世帯の状況（1）

男性の世帯構成は、男性、妻、息子、娘の4人世帯。

男性は運転手として勤務、息子は会社員として勤務し、家には定額を入れている。娘は精神病により仕事ができず、その面倒を見るため妻は働いていない。

それぞれの収入の状況は以下の通り（毎月42万5000円）。

男性：13万円（給料）+17万5000円（年金）

妻：4万円（年金）

息子：8万円（家計繰入額）

娘：0円（精神障害で無収入）

2 男性の世帯の状況（2）

毎月の支出の状況としては、以下の通り。

家賃	8万6000円
食費	13万0000円
光熱費	3万5000円
電話料金	1万5000円
医療費	1万4000円（通常月、その他突発的入院費あり）
車両関連費	1万3500円
小遣い	7万0000円（理容費、債務弁済、仕事中の飲食代）

※小遣いが高額であるが、精神病を抱える娘の医師から、気分転換のための外出が必要との指示に基づき、娘の小遣いの負担が少なくない。

※男性は、生活費工面のため、娘名義のカードを使って借入をしていた。

3 執るべき手段の検討

滞納税金についての分納等の納税緩和の制度は、平たくいうと以下の通り（いずれも徴収する側からの見方。なお、4は制度ではない）。

1 徴収猶予

「一定の事情があるので、とりあえず納税を待ちますよ」

2 換価の猶予

「事情は分かったから、1年間、その財産については差押はしないよ」

3 滞納処分の停止

「納付ができないことがよく分かったから、もう納付は求めないよ」

4 その他任意処分（≒債務整理における任意整理）

「上記のどれにも当てはまらないけど、分納してくれればいいよ」

4 実際の交渉（1）

最も税滞納者にとってありがたいのは、「もう納付を求めないよ」と言ってもらえる滞納処分の停止であるが、現実には、滞納処分の停止をしなければならない案件は多くはない。

また、徴収猶予、換価の猶予をしてもらえるような案件も、被害者の会や弁護士、司法書士が相談を受ける案件ではほとんどない。

そこで、法律上の制度ではないが、4の「その他任意処分」により「分納してくれればいいよ」ということを勝ち取ることが一般的となる。

本事案も、収入が高く、いずれの制度も使えなかったため、その他任意処分を目指しての交渉を行った。

4 実際の交渉（2）

納付可能額算定の手順としては、任意整理と同様となる。

- 1 家計収支表の作成
→減らせるところはないかなどの家計改善を検討
- 2 家計収支表の調整
→車検費、自動車税、固定資産税などの定期的経費の仮定的算入
- 3 納付可能額の計算
→子どもがいる場合は分納の末期までに起こるイベント（進学など）を念頭に置いた計算

※本件において作成した家計収支表は資料参照。

4 実際の交渉（3）

本件における交渉は、手紙と電話によるものが大半。

機構は、常に上から目線であるため、高圧的な言動への対応が必要であった。

1 「あなた、本当に代理人ですか」

→弁護士が依頼も受けずに代理人を名乗ったら懲戒だ、その言動は失礼なので撤回せよ、などと述べて対応。ただし、弁護士、税理士以外の場合は、税滞納者が関与を求めても、関与すること自体を否定されることがあるので注意が必要。

2 「あなたの費用もただじゃないでしょう？そのお金納付に回すべきでは？」

→ただではないが、納付が終わってからもらう約束にしている、などと回答。

3 「代理人なんて立てても役に立たないと思いますよ」

→あなたの対応が税滞納者の生活を破綻させたのだから、少なくともあなたの態度については糾弾できるので意味はあると思いますよ、などとけんか腰で対応。

9

4 実際の交渉（4）

家計収支表を作成し、納付可能月額が1万5000円程度との提案をしたものの、一向に納得してもらえず、平行線をたどった。

そのうちに、3月を迎えたので、元々滞納していた自治体に対し、「来年度は機構に移管するな、理由は機構が個別具体的な状況を全然理解せず、生活を破綻させるような威圧的な徴収を行うから」との申入文書を送付したところ、翌年度はさすがに移管されなかったが、なんと、機構の担当者が、当該自治体の担当徴税吏員に就任し、全く意味がなかった・・・。

そこで、その後は自治体（但し、担当者は機構と同じ）との交渉を行うようになった。

4 実際の交渉（5）

本件の解決は、意外なハプニングの連続により進行した。

まず、妻が体調を悪化させ入院。その入院費用と、滞納税金の完納をするために、妻は銀行から借り入れをした。

ところが、その直後に、今度は娘が精神状態を悪くし、措置入院をすることとなり、その病院代に借入金を回さなければならなくなった。医師からは、「同居を解消すべきだ」との指示を受けたので、借入金の残金を、娘の新生活のための家財道具購入と転居費用に充てた。

その結果、娘については、無収入であるため、生活保護を受給することとなった。

逆に、男性の世帯としては、娘にかかる生活費の負担が軽減された。

11

4 実際の交渉（6）

最終的には、以下のような解決を図ることとなった。

男性：娘関連の支出が減縮された分を納付に回すという内容で、納付計画を立て、了承を得た。

妻：入院費及び滞納税金の完納目的で借り入れた150万円の借入金は、自身及び娘の入院費や、娘の転居関連費に費消してしまったため、残金はなくなった。本来であれば、約定通り返済をしていくところであるが、男性の滞納税金の納付月額を増やすためには、破産をするしかないとの結論に至り、自己破産をした。

娘：医師の指導に従い、別の世帯を構えて生活保護を受給。男性が利用していたカードローンについても支払ができないので、自己破産した。

12

4 実際の交渉（7）

本件の顛末

自己破産者 2 名

生活保護受給者 1 名

を作出することにより、無事、納付をすることができるようになった。

13

4 実際の交渉（8）

担当者の最後の言葉

「やればできるじゃないですか」

14

5 最後に

事案の解決というよりは、機構の悪辣さが中心でしたね。

ただ、やっていることは、要するに

任意整理

自己破産

生活保護受給支援

です。

被害者の会、弁護士、司法書士のいつもの活動そのもの
ですので、毛嫌いせずに一歩を踏み出しましょう！